

答 申

1 審査会の結論

埼玉県知事（以下「実施機関」という。）が、令和6年7月12日付けで行った、「新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システムによる健康状態一覧_自由記述欄（令和〇年〇月〇日分）」（以下「本件対象保有個人情報」という。）の部分開示決定のうち、3ページ目の6行目については開示すべきである。

2 審査請求等の経緯

（1）処分の経緯

ア 審査請求人は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法律」という。）第76条第1項の規定に基づき、令和6年6月26日付けで実施機関に対し、「令和〇年〇月〇日に、COVID-19患者であった〇〇の搬送調整に関し〇〇保健所と電話した件及び〇〇保健所と〇〇病院との間でなされた協議について作成された一切の資料」について開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

イ 実施機関は、法律第82条第1項の規定に基づき、令和6年7月12日付けで本件開示請求について、本件対象保有個人情報の部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

（2）審査請求の経緯

審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、令和6年9月27日付けで実施機関に対し、本件処分のうち、3ページ目6行目を不開示とした部分の取消しを求める旨の審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

（3）審査の経緯

ア 当審査会は、本件審査請求について、令和7年1月20日付けで、実施機関から法律第105条第3項において準用する同条第1項の規定に基づく諮問を受け、弁明書及び反論書の写しを受領した。

イ 当審査会は、本件審査請求について、令和7年2月25日に実施機関の職員からの意見聴取を行った。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

ア 処分庁が審査請求人に対してした令和6年7月12日付け保有個人情報部分開示決定処分（○保第○号）のうち、「3ページ目の6行目」を不開示とした部分を取り消す

イ 新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システムによる健康状態一覧_自由記述欄（令和○年○月○日分）のうち、「3ページ目の6行目（相手方の所感）」を開示する

との裁決を求める。

(2) 審査請求の理由

ア 審査請求書

(ア) 処分庁の通知した不開示事由

処分庁は、不開示部分について「相談に対する○○病院の所感であり、開示することにより、率直な意見を得ることが困難となり、感染症患者の療養支援の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるものとして、法律第78条第1項第7号柱書きに該当するため、不開示とした。」旨通知した。

(イ) 理由の骨子

しかしながら、当該保有個人情報は、○○保健所においては「感染症患者の療養支援」業務に係る情報である一方で、○○病院においては審査請求人の○○（新型コロナウイルス患者）に対する診療に係る情報（診療記録）である。したがって、審査請求人が同院に対し当該診療記録の開示を求めた場合、同院を開設・運営する医療関係事業者たる○○病院には、「医療従事者等は、患者が死亡した際には遅滞なく、遺族に対して、死亡に至るまでの診療経過、死亡原因等についての診療情報を提供しなければならない。」などとする「診療情報の提供等に関する指針」（「診療情報の提供等に関する指針の策定について」平成15年9月12日医

政発第0912001号)に従い、当該診療記録を審査請求人に提供する責務がある(個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適正な取扱いのためのガイダンス」4、5頁)。このことは、当該記録に医師等が行った判断・評価にわたる部分が含まれている場合であっても異なるものではない(同ガイダンス72、73頁参照)。

以上のとおり、「相手方の所感」部分を含む当該保有個人情報は、当の「相手方」自身において開示すべき情報なのであるから、埼玉県知事が当該情報を開示したとしても、「開示することにより、率直な意見を得ることが困難となり、感染症患者の療養支援の適正な執行に支障を及ぼすおそれ」はなく、法律第78条第1項第7号柱書に該当しない。

イ 反論書

(ア)「相手方の所感」部分を含む本件保有個人情報は〇〇病院(相手方)自身において開示すべき情報であること

「相手方の所感」部分を含む本件保有個人情報は、〇〇病院の診療情報・診療記録(等)を構成する。そして、医療関係事業者たる同院に、少なくとも「診療情報の提供等に関する指針」に基づき、医師等が行った判断・評価・意見にわたる部分をも含め、遺族たる審査請求人に対し診療情報を提供し診療記録を開示すべき責務がある。「相手方の所感」部分を含む本件保有個人情報は〇〇病院(相手方)自身において開示すべき情報である。

(イ) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。「以下「感染症法」という。)」の発生予防及び感染症患者の療養支援の適正な執行に支障を及ぼすおそれがないこと

処分庁が指摘する患者や関係者からの情報収集に関しては、感染症法に基づく調査・質問権限が法定されている。

すなわち、感染症法第15条第1、2項は、都道府県知事・厚生労働大臣が感染症の発生予防等のために(緊急の)必要があると認めるときは、当該職員に「一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者、疑似症患者若しくは無症状病原体保有者、新感染症の所見がある者又は感染症を人に感染させるおそれがある動物若しくはその死体

の所有者若しくは管理者その他の関係者に質問させ、又は必要な調査をさせることができる」と規定している。

そして、同条第7項は「第一項又は第二項の規定により質問を受け、又は必要な調査を求められた者（次項に規定する特定患者等を除く。）は、当該質問又は必要な調査に協力するよう努めなければならない。」と定め、関係者の協力を求めている。

さらに、同条第8項は、「都道府県知事又は厚生労働大臣は、一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者又は新感染症の所見がある者（以下この項において「特定患者等」という。）が第一項又は第二項の規定による当該職員の質問又は必要な調査に対して正当な理由がなく協力しない場合において、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、その特定患者等に対し、当該質問又は必要な調査（中略）に応ずべきことを命ずることができる。」としているところ、当該命令に違反した場合には、同法第81条の規定により、30万円以下の過料に処せられる。

「相手方の所感」部分を含む本件保有個人情報相手が相手方において開示すべきものであるという点を別にしても、①都道府県知事等が行う感染症発生予防等を目的とする情報聴取は、感染症法上の質問・調査権限に基づいてなされるものであり、関係者の協力が十分期待できること、②医療機関が現にホットラインを用いた口頭での情報提供を実施していることに鑑みれば、処分庁の主張する「支障」は名目的なものであって、「おそれ」も抽象的な可能性にすぎない。

したがって、法律第78条第1項第7号柱書にいう「支障」や「おそれ」はなく、本件処分は違法又は少なくとも不当である。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張はおおむね次のとおりである。

- (1) 審査請求人が当該保有個人情報を診療記録であると主張した理由は、HER-SYSの健康状態一覧_自由記述欄がシステム上発生届を提出した医療機関は発生届の対象となった患者については閲覧・入力可能であったことによる。

これについては、HER-SYSの健康状態一覧_自由記述欄は、当時、自宅療養

者の療養支援の目的で、保健所、ファーストタッチセンター、自宅療養者支援センター（県委託）、宿泊療養施設（県委託）及び協力医療機関（自宅療養者の健康観察を県からの委託で実施）が閲覧・入力を行っていた。発生届を提出した〇〇病院には、システム上閲覧・入力権限はあったと考えられるが、当時、当該病院は上記のいずれでもなく、〇〇のHER-SYSの健康状態一覧_自由記述欄への入力はなかった。

そのため、医療機関が記入していない情報を診療記録と主張することは認められない。

- (2) 上記のとおり当該保有個人情報とは〇〇病院における診療記録であるとの主張は認められないため、当の「相手方」自身において開示すべき情報とはいえない。

感染症法に基づき、都道府県知事等は、感染症の発生予防を目的に感染症法第15条の調査、同法第18条の就業制限及び同法第19条の入院勧告などを行う。新型コロナウイルス感染症患者においては、自宅療養が認められ、都道府県等は自宅療養患者の療養支援を行っていた。感染症対策は緊急性があり、限られた時間で患者や医療機関等の関係者から情報を得て対処するため、口頭で聴取するが多い。当該保有個人情報が開示されると、医療機関が、対象患者の反応を考慮して、主観的な表現を含む率直かつ具体的な情報の提供を避けるおそれがあり、感染症の発生予防及び感染症患者の療養支援の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため、法律第78条第1項7号柱書に該当する。

よって、本件処分は妥当である。

5 審査会の判断

- (1) 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、〇〇保健所が保有している「新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システムによる健康状態一覧_自由記述欄（令和〇年〇月〇日分）」である。

審査請求人は、本件対象保有個人情報のうち、「3ページ目の6行目」の不開示処分の取消し及び開示を求めているため、当審査会では、本件処分の妥当性について以下検討する。

(2) 開示・不開示の妥当性について

法律第78条第1項第7号は、「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報とし、同号イからトまでを掲げている。これは、当該事務又は事業の本質的な性格、具体的には、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断する趣旨と解される。ここで「おそれ」の程度は、単なる確率的な可能性ではなく、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を生じることについて、法的保護に値する程度の蓋然性が要求されるものと解される。

当審査会において、本件対象保有個人情報を見分したところ、実施機関が法律第78条第1項第7号柱書きに該当するとして不開示とした部分には、〇〇病院の担当者が発言したとされる内容が記載されていることが確認された。その内容は、審査請求人に対する評価や所見ではなく、搬送調整時における病院の状況を保健所に伝えているものである。

実施機関は、当該不開示部分が開示されると、医療機関が、対象患者の反応を考慮して、主観的な表現を含む率直かつ具体的な情報の提供を避けるおそれがあり、感染症の発生予防及び感染症患者の療養支援の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあると主張する。また、実施機関は審査会の意見聴取において、電話で緊急に聴取した主観的な表現を含む率直かつ具体的な情報が開示されると、今後は書面での照会を求められる可能性があり、その結果、対応に遅れが生じることから、感染症の拡大防止が困難となり、重大な支障が生じるおそれがあると説明している。

しかしながら、上記のとおり、当該不開示部分は、審査請求人に対する評価や所見を記載したものではない。そのため、これを開示することで、〇〇病院が対象患者の反応を考慮して、具体的な情報の提供を避けるなど、感染症の発生予防及び感染症患者の療養支援の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるとは考え難い。また、審査請求人が主張するように、都道府県知事等が行う感染症発生予防等を目的とする情報聴取は、感染症法上の質問・調査権限に基づいてなされるものであるため、緊急的な状況において、医療機関から電話での情報聴取が困難になるという事態を具体的に想定

することはできない。そのため、実施機関が主張する「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」の「支障」については、実質的、具体的ではなく、「おそれ」の程度も法的保護に値する蓋然性があるとまでは言えない。

したがって、当該不開示部分が法律第78条第1項第7号柱書きに該当するとは認められず、当該不開示部分は開示すべきである。

(3) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

寺田 麻佑、岩隈 道洋、守重 典子

審査会の経過

年 月 日	内 容
令和7年 1 月 20 日	諮問（諮問第195号）を受け、弁明書及び反論書の写しを受理
令和7年 2 月 25 日	実施機関からの意見聴取及び審議
令和7年 3 月 28 日	審議
令和7年 3 月 28 日	答申